

年金額の改定について

◎平成27年4月分（6月受け取り分）からの年金額

平成27年4月分（6月15日支払分）の年金額からは、賃金上昇（2.3%）に特例水準の解消（マイナス0.5%）及びマクロ経済スライド（マイナス0.9%）をあわせ、3月分までの年金額に比べ、基本的に0.9%の増額となります。

- 公的年金の年金額は、物価・賃金の変動に応じて年度ごとに改定が行われますが、給付と負担の長期的な均衡を保つなどの観点から、賃金の上昇率が物価の上昇率よりも小さい場合には、賃金上昇率で改定することになっています。平成27年度の年金額は、賃金上昇率（2.3%）が物価上昇率（2.7%）よりも小さいため、賃金上昇率（2.3%）によって改定されます。

また、平成12年度から平成14年度にかけて、物価が下落したにもかかわらず、年金額は据え置く措置（物価スライド特例措置）が講じられたため、法律が本来想定していた年金額（本来水準）に比べ、2.5%高い年金額（特例水準）が支払われていました。この特例水準について、段階的に解消する法律が平成24年11月に成立したため、平成25年10月からマイナス1.0%、平成26年4月からマイナス1.0%が行われ、残った差の解消として平成27年4月にマイナス0.5%が行われます。

- さらに、現役世代人口の減少等を考慮したマクロ経済スライド（マイナス0.9%）による年金額調整が開始されるため、平成27年4月分（6月受け取り分）の年金額からは、賃金上昇率（2.3%）に特例水準の解消（マイナス0.5%）及びマクロ経済スライド（マイナス0.9%）をあわせ、3月分までの年金額に比べ、基本的に0.9%の増額となります。

平成27年度の新規裁定者（67歳以下の方）年金額の例

	平成26年度 (月額) *1	平成27年度 (月額) *2
国民年金 (老齢基礎年金(満額)：1人分)	64,400円	65,008円 (+608円)
厚生年金*3 (夫婦2人分の老齢基礎年金を 含む標準的な年金額)	219,066円	221,507円 (+2,441円)

*1 平成26年度の基礎年金（厚生年金に含まれている夫婦2人分の基礎年金を含む）は、特例水準の額であり、本来水準よりも0.5%高い水準となっています。

*2 平成27年度は、特例水準が解消した後の本来水準の年金額となっているため、平成26年度の特例水準の年金額からの改定率は、基礎年金は0.9%となっています。また、厚生年金（報酬比例部分）は、平成27年度の新規裁定者（67歳以下の方）においては平成26年度時点で特例水準の残余がないことから、改定率は1.4%となっています。なお、実際に引上げとなる額については、端数処理などの理由により、平成26年度の年金額の0.9%（報酬比例部分については1.4%）に相当する額と完全に一致するものではありません。

*3 厚生年金は、夫が平均的収入（平均標準報酬（賞与含む月額換算）42.8万円）で40年間就業し、妻がその期間すべて専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合の給付水準で、本来水準の計算式によって算出しています。

詳しくは、**稚内年金事務所(電話0162-32-1941)**または**役場町民課保健福祉グループ(電話5-1115内線160)**にお問い合わせください。